

フラット35つなぎローン（全国保証）



商品名	フラット35つなぎローン（全国保証）
商品の特徴	フラット35のご融資（住宅が完成した後に抵当権の設定と同時に実行）に先行して必要となる土地を取得する資金や住宅の建築着工金、中間金支払資金等について、フラット35が実行されるまでの間、別のローンを一時的にお借入いただく融資のことで、フラット35の仮承認額の範囲内で最大4回に分けてつなぎローンをご利用いただけます。
保証会社	全国保証株式会社
お使いみち	当行が指定する住宅業者から購入する住宅または新築する住宅（建築条件付き土地購入を含む）に係るフラット35のつなぎ資金
対象となる住宅の条件	フラット35に準じます。
ご利用いただける方	1. 当行のフラット35仮承認済みで、当行でフラット35をお借入いただく方 2. 申込時および借入時のご年齢が20歳以上65歳未満の方 3. 前年度の年収が100万円以上ある方 4. 勤務年数が1年以上の方 ただし、親族会社にお勤めの方、自営業の方、会社役員の方は、通年決算2期以上を経過されていることが条件となります。 ※当該フラット35が連帯債務者の場合は本ローンも連帯債務者となります。
お借入金額	200万円以上8,000万円以下（1万円単位）で仮承認金額の範囲内
お借入期間	1年以内
ご融資形式	証書貸付（分割貸付） お客さまから、消費者ローン契約書（フラット35つなぎローン専用分割貸付契約証書）を当行に差入れていただくことにより、1通の契約書で最大4回に分割してお借入をしていただく方法です。
利息支払方法	お借入時に一括して先払いしていただきます。
お借入金利	初回お借入日における変動金利型住宅ローン店頭揭示基準金利から0.85%を引下げた金利を適用する固定金利方式 1. 基準金利は店頭に掲示しています。 2. 基準金利は、原則として毎月16日から翌月15日までの間は同一ですが、期間内に変更する場合があります。 3. お借入金利は、申込日ではなく初回借入日の基準金利により決定します。 4. 初回借入日以降および借入期間中に基準金利が変更されても既に実行済みローンの金利および2回目以降のお借入金利の変更は行いません。
遅延損害金	年14.0%（1年を365日とし、日割りで計算します。） ※約定返済日に元金の返済が遅れたときに、遅延している元金に対して約定返済日の翌日から返済日（遅延改善日）まで適用されます。
お借入日	随時
ご返済日	フラット35の融資実行日がご返済日となります。 建物の工事の遅延等によりフラット35の融資実行日が変更される場合には、事前にご相談下さい。
ご返済方法	フラット35でお借入された融資金により一括してご返済いただきます。
保証人	原則、不要です。ただし、担保提供者の方は物上保証人となっていただきます。
担保	融資対象物件の敷地に対して抵当権第1順設定の登記留保をいたします。 ※3か月ごとに印鑑証明書の更新をしていただきます。
保証料	年1.35%（1年を365日とし、日割りで計算します。） ご返済期日（フラット35融資実行日）に一括して後払いしていただきます。
融資手数料	初回融資実行時のみ55,000円（消費税含む） ※繰上返済の場合にも返戻されません。 ※複数回のお借入をされる場合であっても2回目以降は不要です。
その他手数料	返済条件（借入予定日、借入金額、返済期日等）の変更手数料6,600円（消費税含む） ※返済期日前に融資を実行して完済する繰上返済手数料は不要です。
団体信用生命保険への加入	付保しません。
お申込時にご用意いただく書類	1. 設計審査申請書、合格書（設計審査に関する通知書） ※長期優良住宅等の場合は、名称が異なる場合があります。 2. 工事請負契約書または売買契約書、重要事項説明書（土地融資を含む場合） 3. 土地の不動産登記全部事項証明書
その他参考となる事項	1. 当行が指定する住宅業者については窓口にお問い合わせください。 2. お借入金利は店頭にてご確認ください。 3. 申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。 審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。 4. その他ご不明な点は窓口にお問い合わせください。